

新型コロナウイルス感染症対策へのご理解とご協力をお願いします

■マスクの着用と、こまめな手指の消毒・手洗いををお願いします

■体調の優れない方は入場をお断りする場合があります

受付で体温の確認をさせていただく場合がありますので、お手数ですが、来場前の体温測定をお願いします。

地区指定日などに申告できなかった方は、体調が回復した後、次の①～③いずれかの方法でご申告ください。

- ①市役所会場に再度来場する。
- ②市県民税申告書を作成し郵送で提出する。
- ③税務署またはe-Taxで申告する。

■密接回避のため、来場者間の身体的距離を保ち、大声での会話を控えてください

■密閉回避のため、会場内は定期的に換気します
防寒対策、体調管理に十分ご注意ください。

■申告相談当日の受付時に「申告相談開始時間」を指定させていただきます

新型コロナウイルス感染症対策のため、密集を回避する必要があることから、ご不便をお掛けしますが会場内への入室時間を指定させていただきます。

会場が混雑すると予想され、十分な新型コロナウイルス感染症対策が取れない可能性がある場合と判断した場合は、事前の通知なく当日の受け付けを締め切らせていただく場合があります。

■密集回避のため、待ち時間は、自宅または自家用車内でお過ごしください

待合室は例年混雑し、十分な新型コロナウイルス感染症対策が取れない可能性があります。待合室のご利用は、可能な限り控えていただきますようお願いいたします。

ご不便をお掛けしますが、自宅に一度戻ってお待ちいただくか、自家用車内での待機をお願いします。

所得税の確定申告は「e-Tax」が便利です！

☎大河原税務署 ☎0224-52-2202

■申告書の作成・送信は国税庁ホームページから
国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、自宅のパソコンやスマートフォンで確定申告書の作成ができます。

e-Taxをご利用いただければ、確定申告書を税務署に郵送などで提出する手間を省くことができるほか、書類の添付が省略でき、還付が郵送などに比べてスピーディーになるなど、大変便利です。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からも、ぜひご自宅から、e-Taxでの申告をご活用ください。

■確定申告書の作成方法は動画でチェック！

確定申告書等作成コーナーを利用した入力方法などの動画をご案内しています。



▲確定申告書等作成コーナー



▲動画で見る確定申告



▲LINE公式アカウント

■大河原税務署の確定申告受付期間

新型コロナウイルス感染症対策の一環として、申告書作成会場への入場には「入場整理券」が必要となります。整理券は、申告書作成会場における当日配布とLINEによる事前発行があります。配布方法の詳細は、別途、国税庁ホームページなどでお知らせします。

なお、入場整理券の配布状況に応じて、後日の来場をお願いすることもあります。

●場所 大河原税務署東庁舎2階

●期間 2月1日(火)～3月15日(火)

※土・日・祝日を除きます。

●時間 9:00～17:00(来場は16:00まで)

※入場整理券の配布は8:30

から行います。

コロナ禍の中の市県民税申告・償却資産の申告

申告は、市県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の計算や所得証明書の発行に必要な重要な手続きです。申告(簡易申出書を含む)を行わないと、国民健康保険税などの軽減が受けられなくなる場合があります。

コロナ禍の中で、市民の皆さんの安全を確保しながらの申告相談となりますので、申告相談の円滑な実施に向けて、ご協力をいただきますようお願いいたします。

☎税務課市民税係 ☎22-1313

■申告相談の時期に入ります

1月1日現在、市内に住所があり、一定基準に該当する方は、市県民税の申告(前年1～12月の所得の申告)をする必要があります。2月3日(木)から地区別に実施しますので、早めにご準備ください。詳細は、広報1月号と同時配布の「令和4年度市県民税・県民税申告相談のお知らせ」や税務課ホームページをご覧ください。

■申告相談受付期間

2月中の地区公民館での相談日が前年度と異なります。白川地区の方は、指定日の確認をお願いします。また、2月25・28日には、市役所会場で白石地区以外の方を対象に各地区の予備日を設けます。※不要な接触を避けるため、できる限り申告書をご自身で作成し、郵送で提出いただきますようお願いいたします。

■各会場の入場時間について

各会場の入場時間は、来場者の安全や受け付けの公平性、セキュリティなどの観点から午前8時からとなります。午前8時より前には入れませんので、会場付近に並ばないようお願いします。来場者の受け付けは午前8時の施設入

場後に開始し、申告相談は午前9時からの予定です。

■無収入などの場合の申告

昨年中に収入が無かった方や非課税所得(障害年金、遺族年金、雇用保険など)のみの方、昨年中の合計所得金額が45万円以下の方は、申告会場に足を運ばず、3月15日(火)までに「簡易申出書」を税務課に提出してください。

※郵送のほか、今回は電話連絡でも受付を行います。

■予定納税された方

税額の計算に必要な予定納税額が記載されているため、税務署で送付した「確定申告のお知らせ」を必ず会場にお持ちください。

■畜産農家(肉用牛、酪農)の方

畜産農家の方は、申告を受け付けるのに時間が掛かりますので、指定日にお越しください。夜間の部や予備日(3月11日、14日、15日)の申告はご遠慮ください。

■本人確認書類などのご用意を

●マイナンバーカードをお持ちの方
・マイナンバーカード
・利用者識別番号を交付された方は、その通知文

●マイナンバーカードをお持ちでない方
・マイナンバー通知カードなど
・身元確認書類(運転免許証などの顔写真付き…1点、健康保険証などの顔写真なし…2点)
・利用者識別番号を交付された方は、その通知文

■領収書などの計算について

営業・農業・不動産の経費の領収書は種類(科目)ごとに「収支内訳書」にまとめて、医療費の領収書は「医療費控除の明細書」に医療機関ごとにまとめて事前に計算して来てください。

計算がお済みでない場合、再度申告に来場していただきます。

※令和3年度(令和2年分)から、申告相談に病院などの領収書をお持ちいただいても、医療費控除を受けられなくなっています。「医療費控除の明細書」を作成するか、「医療費通知書」をお持ちください。

■問い合わせはお早めに

申告相談期間中は、担当職員が税務課の窓口を不在にします。申告に関するお問い合わせは、できる限り期間前まで(1月中)に済ませてください。